

武雄市外国人観光客受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、外国人観光客の受入れのため、Wi-Fi 規格の公衆無線LAN若しくは充電施設（以下「公衆無線LAN等」という。）の整備又は外国語（英語、韓国語、簡体語及び繁体語をいう。以下同じ。）表記等の整備等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において不特定かつ多数の者に無償で提供する公衆無線LAN等の整備又は外国語表記等の整備等を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、組織若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 佐賀県から公衆無線LAN等環境整備支援事業として補助金交付決定を受けた事業
- (2) 一般社団法人佐賀県観光連盟から観光客誘致環境整備支援事業として補助金交付決定を受けた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市内において不特定かつ多数の者に無償で提供する公衆無線LAN等の整備又は外国語表記等の整備等のうち、市長が必要と認めるもの

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
1 公衆無線LAN環境の整備に要する初期経費	4分の1以内
2 充電環境の整備に要する初期経費	
3 外国語パンフレット（施設案内）等の作成費	
4 外国語表記の整備費（施設内外の案内表記等）	
5 衛星放送による海外番組の視聴設備の導入経費	
6 その他市長が必要と認める経費	

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の3割を超えない額の増減であって、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は時期の変更を行う場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保存すること。

（実績報告）

第7条 規則第9条に規定する実績報告は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の交付）

第8条 規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第3号のとおりとする。

2 補助金は、市長が必要と認めた場合は、補助金の交付決定額の2分の1を限度として

概算払いにより交付することができる。

- 3 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第9条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表に定める耐用年数（当該耐用年数が10年を超えるものについては、10年）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに掲げられたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表に掲げるもので、1件当たりの取得額が10万円以上のもの

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する財産を処分する場合であって、当該財産の処分により収益が見込まれるときは、同項ただし書きの規定は適用しない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年12月6日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示は、同日以前にこの告示の規定により交付決定した補助金については、同日後も、なおその効力を有する。